

令和3年度小・中学生の青少年健全育成とPTA活動の振興等に関する陳情書

回 答

令和3年11月10日
福岡県PTA連合会

1 児童生徒の命と健康を守る安全対策（継続要望）

(1) 市町村及び県警、関係機関との積極的な連携を深め、児童・生徒の安全がより確かなものとなるよう対策を充実していただきたい。

① 校内における安全管理体制・施設設備の充実

- ・警備員の配置促進等市町村との連携による、子どもの生命、安全を守る施策立案
- ・防火機能や防犯対策等の安全にもかかわる、施設整備に関する国庫補助制度の市町村教育委員会への周知及び県費補助の増額

年度の始めに、学校安全計画の策定、通学路安全マップの作成、家庭・地域・関係機関と連携した学校安全に関する更なる取組の推進について、各学校にお願いしています。

児童生徒の安全を脅かす不審者情報等の連絡が入れば、直ちに県警や関係機関と連携を図り、近隣の学校に注意喚起しています。

また、警察署等の関係機関と連携して、管理職、学校安全担当者、地域ボランティアを対象に各教育事務所を単位とした学校安全に関する研修会を実施しています。【義務教育課】

防災機能強化や防犯対策など、児童生徒の安全を確保するための施設整備に対する国庫補助制度もごございますので、これらの制度を活用するなどして、施設設備の充実を図るよう小中学校の設置者である市町村に対して指導・助言してまいります。【施設課】

② 登下校時における警察による、学校周辺のパトロール強化（重点要望）

児童生徒の登下校時の安全を確保するため、各市町村教育委員会に通学路の合同点検等、「登下校防犯プラン」に示されている内容を推進するようお願いをしています。また本プランが円滑に実施されるよう、県警本部や関係課と情報共有をし、各市町村教育委員会への助言に役立てております。

また、福岡県学校警察連絡協議会等に協力を働きかけ、警察による学校周辺のパトロールの強化等をお願いしています。

更に、通学路における安全充実のために、市町村を単位としたモデル地域を指定し、研究成果を各学校に普及してまいります。

引き続き、学校、教育委員会及び関係機関との連携協力を図りながら通学路等の児童生徒の安全確保に向けた取組を充実させていきます。【義務教育課】

③ 通学路周辺の環境整備等の安全対策に関する相談窓口の設置、活動の実態把握並びに安全対策の推進（重点要望）

児童生徒の通学路の安全確保を推進するため、各市町村に教育委員会、学校、PTA、地域住民、道路管理者及び警察等で構成する連絡協議会を設置し、通学路の安全対策を推進するようお願いをしています。

平成28年度末時点で、全市町村において推進体制が構築し、通学路安全プログラムが策定されました。

【義務教育課】

④ 子どもへの、虐待の防止対策及び早期発見に向けた環境の整備

児童虐待の防止や早期発見に資するよう、次のような取組を推進しています。

- 福岡県教育相談ネットワーク会議の実施などにより、児童相談所、警察、知事部局等との連携を図っています。
- 平成29年1月に改正された児童福祉法等により、教職員が児童相談所長等に、個人情報保護や守秘義務の観点を考慮した上で、必要な情報を提供すること等の周知を行っています。
- 「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携強化について」(平成31年3月)及び「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」(令和元年7月)の通知を通じて、学校における児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた子供の適切な保護等について、連携強化すべき関係機関との連携による速やかな対応への取組を進めるよう、周知を行っています。
- 「学校、教育委員会向け虐待対応の手引き(文部科学省令和2年6月改訂版)」や「学校現場における虐待防止に関する研修教材(令和2年1月文部科学省)」、「福岡県子ども虐待対応マニュアル(平成24年3月)」、「子ども虐待対応ハンドブック(平成24年3月)」を活用した校内研修等により教職員の対応力の向上を図っています。
- 11月の「児童虐待防止推進月間」に合わせた標語募集を、児童相談所と連携して行うなど、児童虐待防止の理解促進を図っています。
- スクールソーシャルワーカーの活用により、家庭環境改善に向けた学校と福祉関連機関との連携強化を図っています。
- 県の指導主事等が児童相談所との合同研修や要保護児童対策協議会に参加し、その研修成果を市町村教育委員会や学校へ還元しています。【義務教育課】

児童・生徒の命と健康を守る環境の整備として、福岡県立社会教育総合センターにおいて、家庭教育相談「親・おや電話」を開設しており、電話や電子メールによる相談に年間を通じて対応しています。

また、自殺予告等、緊急な対応が必要な場合に備え、「電話・メール相談における緊急事案対応マニュアル」を策定し、相談員及び職員間で共通理解のもと、関係機関(警察、学校、地教委、児童相談所等)と連携し、迅速かつ的確に対応できるようにしています。

さらに、社会教育総合センターが運営しているウェブサイト「ふくおか子育てパーク」で、専門家による「子育てWEB講座」等の子育てに関する情報提供を行うとともに、「子育て相談コーナー」では、家庭教育相談の受付案内や相談機関の紹介、「子育てQ&A」を掲載し、内容に応じた相談先を紹介しています。

なお、県のHPやHP「ふくおか社会教育ネットワーク」で掲載・紹介している「福岡県家庭教育のすすめ(チラシ)」には、「親・おや電話」をはじめ、相談に応ずる各機関の連絡先等を紹介しています。【社会教育課】

⑤ 防災ネットワーク(メール配信や放送機器)の整備等、防災対策の充実に向けた自治体への指導徹底及び助成

- 防災についてのメール配信については、各学校に対して、県の知事部局が運用する防災情報等メール配信システム(防災メール・まもるくん)への登録を文書や研修会等において教職員や保護者に促し、防災態勢の充実に努めています。
- また、全国瞬時警報システム(Jアラート)等による情報伝達については、緊急情報伝達時の適切な行動について周知しております。
なお、Jアラートによる情報提供等が多言語化されたことに伴い、日本語の理解が困難な児童生徒等への活用を周知しております。
- 緊急地震速報を利用した防災訓練の実施について文部科学省及び気象庁の資料等を配布し、緊急情報伝達時の適切な行動について周知しています。
- 防災教育に関する効果的な指導方法等の実践研究を行っており、市町村を単位としたモデル地域の研究成果を各学校に普及してまいります。【義務教育課】

⑥ これまでの自然災害を踏まえた有事対策に関する各自治体への指導及び助言

災害時の避難所については、市町村の防災担当部局等において、設置・運営されるものです。しかし、現実には、災害時の混乱の中、当該部局が避難所の運営の体制を整えることが困難な災害発生から一定期間は、学校の教職員が施設管理の面からも避難所運営の協力を行わざるを得ないのが現状です。

このようなことから平成29年1月に文部科学省から学校が避難所となった場合を想定して教職員が学校教育活動の再開などの本来業務を行うことができるよう、学校避難所運営方策の作成及び防災担当部局等との協力体制の構築等を行うよう通知がなされ、県教育委員会から各市町村教育委員会へ周知を行っております。

今後とも、この通知を踏まえ、市町村教育委員会に対し、必要な助言や支援に努めてまいります。
【総務企画課】

(2) インターネット環境が常態化している現在、児童・生徒が犯罪に巻き込まれがちな有害サイト等への取り締まり、自粛指導等を関係方面へ強く要請していただきたい。また、児童・生徒がインターネット・携帯電話・スマートフォン等を使用するにあたってのモラル指導の充実を引き続き図っていただきたい。

① 有害サイト等の実態把握を行い、小・中・高校生及び保護者への情報提供と支援と指導の充実

有害サイトへの対策として、県では、平成30年3月に福岡県青少年健全育成条例を改正し、スマートフォン等を青少年に販売する際、携帯電話販売代理店等が保護者に対してフィルタリングソフトの必要性について説明したうえで、その内容を記載した書面を交付するよう義務付けを行いました。

条例改正を踏まえ、携帯電話販売代理店等に対し、条例に基づく立入調査を重点的に実施し、改正内容の周知を図るとともに、必要な指導を行っています。

また、ネットトラブルを抱えて悩む子どもたちを支援するため、令和3年4月に「福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口」を開設しました。ネットトラブルを抱える子どもたち、保護者や教員からの相談に、ネットトラブルに詳しい専門の相談員が対応しています。

さらに、県PTA連合会と連携し、保護者のインターネットに潜む危険性に対する認識を高め、フィルタリングの利用を推進する研修会を実施しています。
【青少年育成課】

有害サイト等への対応については、学校警察連絡協議会で県警担当部署等との連携を図るとともに、管理職や生徒指導担当教員の研修会等において、被害の現状やその防止策について研修を行い、学校での指導に生かしています。

また、各学校には、携帯・スマホ等の取扱いに関する方針を明確にすることや、学校・家庭・地域が一体となって、PTA・生徒会等が連携して使用時間等のルールづくりを行うよう指導を行っています。
【義務教育課】

② SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）に関する問題行動等の実態を把握し広く情報提供を行い、保護者、地域への啓発を目的とした講習会等の充実と、国や関係企業への対策要請（重点要望）

PTAなど地域で開催される学習会へネット問題に詳しい講師を派遣し、ネットトラブル等に対する理解の促進を図る「ネット依存防止地域ミーティング」事業を実施しており、令和2年度は講師を9回派遣し、約400人の方が参加しています。

また、県では平成26年に学校、PTA、通信事業者、国、教育委員会等で構成する「福岡県青少年インターネット適正利用推進協議会」を設置し、それぞれの団体の取組についての情報交換や、今後の活動についての協議を行っています。
【青少年育成課】

平成19年度から、全公立学校で規範意識を育成する学習活動を実施しています。特に出会い系サイト、ネットいじめ等、安易にSNSを使用することの危険性等について、講師を招いて児童生徒が保護者と共に学ぶ機会を設定し、情報モラル教育の推進を図っているところです。

また、平成24年度以降「いじめ早期発見・早期対応リーフレット（家庭向け）」に「ネット上のいじめ」に関する内容を加え、小中学校の全保護者への配布を行っています。

さらに、「LINE指導ガイドブック」を福岡県教育センターにおいて作成し、校内研修での指導を行っています。
【義務教育課】

(3) 酷暑による熱中症等から児童・生徒を守るため、教職員、保護者、児童・生徒に対する知識・対応の普及・啓発を行うとともに、具体的な対策を検討してください。

熱中症事故の防止については、これまで、各県立学校及び市町村教育委員会、学校体育団体に對して、熱中症予防に関する通知文を發出し、「児童生徒等の健康状態を十分に把握すること」、「活動中は暑さを防ぐ工夫やこまめな水分補給・塩分補給を行うこと」、「気象情報や児童生徒等の体調を踏まえ、躊躇なく計画の変更・中断等を行うなど適切な措置を講ずること」「気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外すこと」といった具体的な対策を取るよう依頼しています。

また、暑さ指数(WBGT)について、それぞれの活動場所において的確に把握するために、電子式の装置等による測定を依頼しています。

併せて、急激な気温上昇により、熱中症が発症しやすい気象状況が続くことが予想されたことから、部活動や体育大会の練習等の学校管理下(含む登下校中)での熱中症事故等の防止について適宜通知文を發出し、注意喚起を行っています。

【体育スポーツ健康課】

(4) 学校給食での、安心・安全でおいしい食材の提供に応えるため、学校給食衛生管理基準に基づき、児童生徒の命と健康を守る「食に関する指導」の継続と推進に努力していただきたい。

県教育委員会としては、市町村教育委員会に対して、学校給食用食品選定のための委員会等を設置し、食品の安全性が確保され、地場産物の活用など教育的配慮がなされた学校給食を作るために、学校給食で使用する食品等の検討を行うよう指導しています。

食に関する指導においては、児童生徒が食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図り、健康で健全な食生活に関する知識や技能を身に付けるようにすることや、食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養うこと等を目標に設定し、指導しています。

【体育スポーツ健康課】

(5) アレルギー反応による生命の危険から児童・生徒を守るため、アナフィラキシー補助治療剤(エピペン)に対する知識や理解を深める目的の講習会及び、その他の救命に関する内容も含めた、対処法の教育現場での徹底を図るため、救命救急講習等を、全教職員を対象に行っていただきたい。

県教育委員会として、毎年、全ての新任養護教諭及び受講を希望する市町村立学校の教職員、市町村教育委員会の担当者等を対象として「心肺蘇生法実技研修会」を実施し、AED等を用いた心肺蘇生法等の救急法に関する講習を行い、教職員の資質向上を図っております。(なお、本年度は新型コロナウイルス感染症対策の観点から中止。資料配付により対応。)

【義務教育課】

教職員を対象として、エピペンに係る情報提供を含む「アレルギー講習会」の開催を12月に予定しております。

【体育スポーツ健康課】

(6) 知事部局及び関係機関との連携強化による、福岡県青少年健全育成条例の趣旨の徹底と、条例強化に向けた対応をお願いしたい。

① 福岡県青少年健全育成条例の周知と啓発

福岡県青少年健全育成条例(以下「条例」という。)では、青少年の健全な育成を阻害する恐れのある有害図書類の青少年への販売等を禁止しています。また条例では、青少年がインターネット上の有害情報を閲覧できないよう、フィルタリングの活用を保護者や事業者に求めており、県では有益なフィルタリングソフトの推奨も行っています。

さらに条例では、青少年に対するわいせつな行為や、いれずみを施す行為、深夜に外出させる行為などを禁止しています。

これらの内容については、パンフレットの配布や県政出前講座等を通じて、周知・啓発を行っているところです。今後とも、あらゆる機会を捉えて条例の周知を図ってまいります。

【青少年育成課】

② 第3章～第5章に掲げる「規制」「制限」「禁止」の項目に関する関係当局による厳正な指導監督

条例の実効性を確保するため、毎年7月と11月に書店やコンビニエンスストア、インターネットカフェ、カラオケ店、携帯電話販売代理店等の立入調査を実施し、業界指導に努めております。

今後とも住民に身近な市町村等と連携を図りながら、青少年にとって良好な環境を整備し、健全育成を推進してまいります。【青少年育成課】

③ 県青少年育成条例の危険ドラッグ等への対応を図る改正並びに強化

県では、平成26年に「福岡県薬物の濫用防止に関する条例」を制定し、青少年に限らず、危険ドラッグ等の製造、販売・授与、所持、使用等を禁止しています。

青少年健全育成条例においても、平成27年に施行規則を改正し、青少年が危険ドラッグ等を使用するための場所を提供する行為を禁止しています。青少年を健全に育成する環境の整備を図るため、新たな課題にも積極的に対応してまいります。【青少年育成課】

(7) 学校保健安全法に基づき、小中学校の遊具、施設について安全点検の充実を図り、腐食や危険な実態を把握するとともに市町村に対する改善指導等を継続して適切に行っていただきたい。

① 専門家による遊具やプールの定期点検実施状況の確認による未実施学校数の把握と指導

小中学校の遊具や施設の安全点検については、設置者である市町村に対し、文書による注意喚起や安全管理のパンフレットの配付などにより、日頃の維持管理の重要性について周知を図っております。【施設課】

○安全点検の実施については、「学校安全の充実について」等の通知文及び学校安全の研修会等を通じて、学校施設及び設備の安全点検を徹底するよう指導しています。

○全国で発生した遊具の事故（都市公園含む）については、文部科学省から適宜通知がなされており、「都市公園における遊具の安全確保の指針（改訂第2版）」「学校危機マニュアル作成の手引き」を参考に、類似遊具も含め、安全点検を実施するよう指導しています。【義務教育課】

2 教育の充実を図る教職員配置（継続要望、一部修正）

(1) 小学校における定数欠や中学校における教科欠について、早急に解消していただきたい。（重点要望）

正規教諭の採用数については、今年度実施の採用試験においても、退職予定数を上回る小中合わせて950人としているところです。

なお、教員採用試験の案内を県外の大学にも送付し、より多くの学生への周知や、県外実施の現職教員特別選考試験の出願において、オンライン申請を可能とするなど、志願者増を図っております。引き続き正規教諭率の向上に努めてまいります。

また、講師の確保については、県の広報紙への掲載、県内外の大学への訪問及び教育事務所による説明会等の取組を行っていますが、近年、正規教諭の採用数を大きく増加させていることもあり、講師が正規教諭に切り替わるなど、講師登録者数が減少しております。このため、大学生を対象にした教員養成セミナーでは、昨年度初めて動画配信を行い、福岡県の教員のPRに努めています。【教職員課】

- (2) いじめを始め様々な課題解決や学力向上に向けた適正な教員配置をお願いしたい。特に、少人数学習指導などきめ細かな指導と確かな学力定着のため、小学校における専科教員配置や指導方法工夫改善教員・児童生徒支援加配教員等の継続配置及び拡充を推進していただきたい。
(重点要望)

これまで、教職員定数の充実については、都道府県教育長協議会等で要望してきたところですが、小学校35人学級の進展等により、定数の増となっております。

なお、少人数学級の推進については、既存の加配を減ずることなく実施するよう、昨年度から県教育委員会独自でも要望を始めております。

こうしたこともあり、小学校英語専科の定数については、令和2年度の105から162に増えています。

今後も国に加配の充実を要望するとともに定数確保に努めてまいります。 【教職員課】

- (3) 外国籍児童・生徒の増加に伴い、学習指導等における教員の負担が増しているため、日本語指導教員等の配置の拡充を図っていただきたい。

日本語指導に係る加配教員については、国からの加配定数を活用し配置しているところですが、平成29年度から10年間で段階的に日本語指導の対象児童生徒18人に対し1人の割合で定数が措置されることとなっております。

県としては、国から配当される定数の効果的な配置に努めてまいりたいと考えております。

【教職員課】

- (4) 児童・生徒一人一人に行き届く学習指導、生徒指導の実現、新しい生活様式に対応するため、特に小学校低学年における30人学級の実現に向けて学級編制基準の柔軟な運用を進めていただきたい。(重点要望)

学級編制については、令和7年度までに小学校において35人学級が整備されます。県教育委員会としましては、中学校においても35人学級が実現するよう、あらゆる機会において国に要望してまいります。

なお、30人学級などの少人数学級については、各市町村教育委員会の判断で、配当された定数を有効活用し、あるいは独自に常勤講師等を雇用するなどの方法で、柔軟に少人数学級編成が行えるよう、制度を弾力化しているところです。

【教職員課】

- (5) 発達障がい等支援が必要な児童・生徒に対する指導の充実を図るため、加配教員や介助員等の配置増員等による特別支援教育指導体制の整備に努めていただきたい。

発達障がいの児童生徒に対する加配教員の配置については、通級指導教室への定数配置など、国の計画に沿って整備を図っているところです。

また、通級指導に係る加配教員については、国からの加配定数を活用し配置しているところですが、平成29年度から10年間で段階的に通級による指導の対象児童生徒13人に対し1人の割合で定数が措置されることとなっております。

県としては、国から配当される定数の効果的な配置に努めてまいりたいと考えております。

【教職員課】

各学校では、発達障がい等障がいのある児童生徒について、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用に努めています。

また、特別支援教育コーディネーターを指名するとともに、児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行う校内委員会を設置し、一人一人の教育的ニーズに応えるための校内支援体制の充実を図っています。

さらに、県教育委員会では、専門家による巡回相談や研修会の実施を通して、教員の専門性を向上させるとともに、指導の成果を学校間で円滑に接続できるように「ふくおか就学サポートノート」及び「引継ぎシート」の活用を推進しています。

こうした取組を通して、発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対する一貫した継続性のある支援体制の整備に努めています。 【特別支援教育課】

(6) 過疎地域等における児童・生徒数の減少に伴い、廃校や複式学級編制が増えつつある現在、児童・生徒一人一人の学習権保障の立場から、学級編制基準の見直しを国及び文部科学省に要望していただくとともに、県単措置による加配教員配置の小学校への拡大等、弾力的な運用の継続と充実をさらにお願したい。

また、複式学級には講師を配置するよう指導と助成を重ねてお願したい。

複式学級に係る学級編制基準の見直しについては、教育長協議会等を通して国に対し要望しているところです。また、加配教員については、県単措置により、中学校においては複式学級を完全に解消し、小学校においても改善に努めてきたところです。

講師の配置につきましては、各市町村教育委員会の判断で行っており、また、助成については、現在の県の財政状況からも困難であります。 【教職員課】

(7) 児童・生徒の読書活動を一層推進するため、積極的に市町村と連携し、図書司書の全校配置が早期に実現するよう、引き続き市町村への働きかけをしていただきたい。

学校司書は、令和2年度の調査では、指定都市を除く県内小学校で約87%、中学校で約91%の学校に配置されています。

学校司書の配置については地方交付税措置が講じられており、県教育委員会としては、各市町村教育委員会に対し、このことについて周知・助言を行っているところです。

今後とも、学校司書の配置の充実に向け、市町村に対して働きかけを行ってまいります。

【義務教育課】

(8) 学校保健室の相談機能の充実並びに複雑化する保健業務に対応するため、養護教諭の複数配置及び小規模校を含めた全校配置を実現するために、国、県及び市町村への働きかけ等を推進していただきたい。

養護教諭については、国の基準に沿って配置に努めているところです。

なお、国において、「チーム学校」の実現に向けた次世代の学校指導体制の基盤整備として養護教諭等の配置充実を含む教職員定数改善が検討されており、その動向を踏まえて適切に対応してまいりたいと考えております。 【教職員課】

(9) 食育指導の充実を図るため、栄養職員や栄養教諭の全校配置をお願したい。

栄養教諭については、国の基準に沿って配置に努めているところです。

なお、国において、「チーム学校」の実現に向けた次世代の学校指導体制の基盤整備として栄養教諭等の配置充実を含む教職員定数改善が検討されており、その動向を踏まえて適切に対応してまいりたいと考えております。 【教職員課】

(10) 中学校における部活動において、部活動指導員を配置するための予算確保と、指導者の資質向上に努めていただきたい。

平成30年度から、部活動指導員を配置している市町村に対し、費用の2/3を補助する事業を実施しており、昨年度に引き続き、本年度も現時点で22市町から申請が来ています。

本事業は補助事業であり、設置者が部活動指導員を任用していないと実施できないため、部活動指導員を任用していない市町村に対して、任用を前向きに検討していただくよう依頼するとともに、必要となる予算の確保について努めてまいります。

また、運動部活動顧問を対象に「指導力向上研修会」を開催し、運動部活動に関わる指導者の資質向上と運動部活動の適切な運営が図られるよう指導しています。 【体育スポーツ健康課】

(11) 文部科学省の調査では、令和元年度における公立学校教職員の精神疾患による休職者数は、5,478名と昨年度から266人増加し、過去最高を記録した。このことは、かつてない深刻な状況にあるため、教職員に対するメンタルヘルスの取組を更に充実するようお願いしたい。

メンタルヘルス対策については、公立学校共済組合や福岡県教職員互助会とも連携を図りながら、心療内科医や臨床心理士等による「こころの健康相談」、「教職員カウンセリングサービス」「メンタルヘルス巡回相談」を実施するなど、メンタルヘルス相談体制の充実に努めているところです。

また、教員自らがストレスに対処するための「メンタルヘルスに関する研修」、管理職が自己や職員のストレスにより適切に対処するための「ストレスマネジメント研修」等を実施しています。

教職員がストレス等により悩みを抱えているときには気軽に相談事業を利用できるよう、今後も周知に努めます。 【教職員課】

(12) 学校における働き方改革について、県教委が示す指針の実現に向け、教職員の負担を減らす具体的対応をお願いしたい。(重点要望)

福岡県教育委員会では、令和3年3月に「教職員の働き方改革取組指針」を改定し、教育職員の時間外在校等時間の上限時間に係る新たな数値目標を設定するとともに、「公立学校における教職員の働き方改革推進ハンドブック」を改定し、各学校の実情に応じた取組を進めているところです。

小中学校における働き方改革については、服務監督権者である市町村教育委員会に対して、県と同様に取組んでいただくよう、会議等の様々な機会を通じて働きかけを行っています。

なお、県教育委員会においても、授業準備等の支援としての指導資料等の作成や、諸調査の削減、部活動指導員の配置等を実施しているところです。 【教職員課】

3 教育環境の整備 (継続要望、一部修正)

(1) 義務教育の視点に立ち、地域間及び学校間格差が生じないよう以下の教育環境の整備状況について、実態調査を徹底していただき市町村教育委員会にご指導をお願いしたい。

① 気候の変化、光化学スモッグ、PM2.5の飛来及び授業時数の確保や学力向上の取組に伴う夏季授業の増加等に対応するため、快適な学習環境づくりとして、全ての教室へ冷暖房設備の早期設置の推進

空調設備については、平成30年度、国の補正予算で冷房設備対応の臨時特例交付金が措置されました。県教育委員会としても、市町村に対して本交付金の積極的な活用を促してきたところです。

その結果、令和2年9月1日現在、本県の公立小中学校の普通教室の空調設置率は、99.7%となっており、ほぼ全ての学校に空調設備が設置されています。

しかし、特別教室の空調設置率は、52.8%となっており、空調設置を更に進めていくべきであると認識しております。空調設置については、国庫補助対象となっており、また、昨年閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の対象事業として地方財政措置が講じられておりますので、設置者である市町村に対して、計画的な整備が図られるよう指導・助言してまいります。 【施設課】

② 生活様式の変化に対応するため、洋式トイレの実態調査と設置の促進

トイレの洋式化については、各学校の実情を踏まえ、各市町村が取り組んでいるところでございます。令和2年9月1日現在、本県の公立小中学校の洋便器率は、56.0%（全国平均 57.0%）となっております。

トイレ環境の改善整備については、国庫補助対象となっており、また、昨年閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の対象事業として地方財政措置が講じられておりますので、設置者である市町村に対して、各学校の要望等を考慮して計画的に設備改修を図られるよう指導・助言してまいります。

なお、県教育委員会では、市町村の施設整備事業が計画どおり円滑に、かつ、確実に実施できるように十分な予算を早期に確保するため、夏に直接文部科学省に要望を行っております。

今後も、この要望活動を継続し、国に働きかけを行ってまいります。

【施設課】

(2) 文科省の耐震改修状況フォローアップ調査（令和2年4月）では、県内3市町6棟が耐震化未実施と報告されているため、速やかに耐震化が完了するよう対応をお願いしたい。なお、屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策未完了についても、同様にお伺いしたい。また、公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針（令和3年4月改正）では、学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場、地域のコミュニティの拠点、災害発生時の避難場所としての重要施設であるため、①耐震性の確保②防災機能の強化③バリアフリー化④衛生環境の改善⑤空気調和設備の整備⑥防犯対策など安全性の確保を図る整備等を進めることが求められている。また、小学校（義務教育学校の前期課程を含む）の学級編成の標準が段階的に引き下げられることを踏まえた教室不足の解消を図る整備も求められており、今後の取組についてお伺いしたい。

公立学校施設の耐震化につきましては、県内市町村にあつては、概ね完了の目途がたっているところですが、未完了の市町村に対しては、屋内運動場等の吊り天井等、非構造部材を含めた耐震化を一刻も早く完了させるよう指導してまいります。

また、防犯対策、防災機能強化等、児童生徒の安全確保や避難所として利用するための施設整備や、小学校の学級編成の標準が段階的に引き下げられることを踏まえた教室等の確保のための施設整備に対する国庫補助制度もございますので、これらの制度を活用するなどして、施設整備の充実を図るよう小中学校の設置者である市町村に対して、指導・助言してまいります。

【施設課】

(3) 義務教育費国庫負担制度は、義務教育無償の原則に則り、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ることを目的とすることから、制度の堅持を文部科学省とともに国へ強く要望していただきたい。

義務教育費国庫負担制度については、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る制度として大きな役割を果たしています。国に対しては、必要な財源を国の責務として完全に保障するよう、教育長協議会等を通して要望しているところです。

【財務課】

(4) 習熟度別授業等の個々の子どもに適したさまざまな指導方法を促進する為に、指導方法や指導体制の工夫等の各種研修会を充実させ、教師の資質や実践力の向上を図り、且つ各学校での実践が推進されるように支援をお願いしたい。

令和2年度に少人数指導などきめ細かな指導を実施した政令市を除く県内の学校は、小学校が443校（99.6%）、中学校が199校（100%）でした。その中でも、439校の小学校、186校の中学校において、理解や習熟の程度に応じた指導が実施されています。

引き続き、理解や習熟の程度に応じたきめ細かな指導方法や指導体制の工夫について、各種研修会や会議等で協議・啓発を行い、教師の資質や実践力の向上を図ってまいります。

【義務教育課】

4 生徒指導の充実（継続要望、一部削除）

(1) いじめ・不登校・虐待等の実態把握の上、状況改善に向けて、スクールカウンセラー等、小・中学校への配置時間の増加等の適切な配置を早急をお願いしたい。（重点要望）

① 小・中学校へのカウンセラーの専任配置及び勤務回数・時間の拡充（最低、週8時間の確保）並びに、カウンセラー配置についての地域・保護者への周知広報の継続・充実

令和2年度より、県下の公立小・中・義務教育学校の全てにスクールカウンセラーを配置しています。

また、各教育事務所管内にスーパーバイザーを配置し、スクールカウンセラーへの指導助言や緊急時の対応等を行っています。

なお、小学校については、中学校配置のスクールカウンセラーを活用し配置時間の充実に努めています。

さらに、スクールカウンセラー配置についての地域・保護者への周知広報については、各学校において、学校通信等の配布や保護者会などの機会を使って行っています。【義務教育課】

② SSW（スクールソーシャルワーカー）配置促進

スクールソーシャルワーカーについては、平成30年度から、市町村のSSW配置事業に対し、県が事業費の3分の1を補助することで配置を促進しています。また、県費で9市町にスクールソーシャルワーカーを配置しており、現在、市町村独自配置を含めると政令市を除く58市町村中、55市町村に配置されています。

さらに、各教育事務所毎にスーパーバイザーを1名配置し、スクールソーシャルワーカーの資質向上のための指導助言等を行っています。【義務教育課】

③ 学校の外での相談窓口について、保護者への周知広報の継続・充実

毎年、年度当初に「不登校の未然防止と支援のための家庭の取組！保護者のアクション3」と「いじめ早期発見・早期対応リーフレット（家庭向け）」を全児童生徒に配布しています。その中で、相談窓口の紹介をしています。

さらに、小1・4の全児童、中1の全生徒に相談窓口を紹介したシールを配布しています。

また、県教育委員会のホームページに、電話・メール相談窓口を掲載しています。【義務教育課】

福岡県立社会教育総合センター内に、年間通じて相談員を配置し、開設している「家庭教育相談『親・おや電話』」にて電話や電子メールによる相談を受け付けています。

また、福岡県が運営するホームページ「ふくおか子育てパーク」では、子育てに関する相談機関の紹介を行っています。

これらの取組については、県立社会教育総合センターで実施される研修会をはじめ、県内各地で開催される各種研修会等において、案内チラシを配布するなど、広報に努めているところです。

さらに、県内の6教育事務所で家庭教育支援リーフレットをそれぞれ作成しており、その全てに各地域の教育相談機関の連絡先等を記載しています。

今後もこれらを活用し周知に努めます。【社会教育課】

(2) 問題行動の多発予防に向け、小・中学校に専任の加配教員配置をしていただきたい。

現在、国において、中学校における生徒指導体制の強化に必要な教員定数及びいじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化を含む教職員定数改善が検討されており、その動向を踏まえて適切に対応してまいりたいと考えております。【教職員課】

(3) 危険ドラッグ等薬物乱用防止のため、地域・警察との連携等指導体制の整備に努めていただきたい。

すべての公立学校に対し、薬物乱用防止教育を体育科・保健体育科の時間はもとより、特別活動や総合的な学習（探求）の時間など学校の教育活動全体で取り組むとともに、薬物乱用防止教室を年間指導計画に位置付けるよう指導しています。

また、薬物の危険性に関する教育及び啓発を進める上で、学校薬剤師をはじめ、警察職員や麻薬取締官等の専門的知識を有する外部講師を招聘した「薬物乱用防止教室」を、各学校において年1回以上開催するよう指導しています。その際、福岡県薬物乱用対策推進本部作成の福岡県薬物乱用防止講習会講師団講師名簿を積極的に活用するよう紹介しています。

さらに、政令市を除く公立学校を対象とした「薬物乱用等防止教育指導者養成研修会」を実施し、未成年者による薬物乱用（近年では大麻乱用事案の増加等）に関する情報提供及び児童生徒が自ら薬物を断ることができる実践力を育成するため、多様な指導法（参加体験型等）の工夫を図るよう指導しています。

加えて、県警等関係部局と連携し、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動への児童生徒への参加要請や、資料の配付を行い、薬物乱用防止に係る取組の推進に努めています。

今後も引き続き薬物乱用防止教育の充実を図っていきます。 【体育スポーツ健康課】

(4) 現代社会における多様な性がある中で、性同一性障がいが一般的に認知されてきており、LGBTQ等（性的マイノリティ）当事者は年々増加傾向にある。差別や偏見をなくし、健全な生活を送る環境を整えるため、当事者を含めた教職員、保護者、児童・生徒に対する知識・対応の普及・啓発を行うとともに、具体的な対策を検討していただきたい。

県教育委員会では、性的少数者に対する正しい理解と認識を深め、性的少数者の方々が安心して生活し、活躍できる社会の実現に向けた取組を進めています。

性的少数者に関わる児童生徒の支援については、当該児童生徒の心情に十分に配慮し、安心して学校生活を送るための支援及び相談体制の充実等を図ることが必要となります。

そのために、性的少数者に対する教職員の正しい理解ときめ細かな対応が求められます。

これまで、平成27年5月14日付で「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（依頼）」、平成28年4月25日付で「『性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）』について（依頼）」を各県立学校長、各市町村教育委員会教育長あてに発出し、性的少数者に対する教職員の理解促進、当該児童生徒への支援及び相談体制の充実等を依頼しております。

また、各種研修会等において教職員の理解を深めるとともに、人権教育指導者向け学習資料「KARAFULL」に性的少数者に関する記事を掲載し、県教育委員会のホームページで公開しています。併せて、関係する視聴覚教材もホームページで紹介し、一般の方にも無償で貸し出しをしています。

さらに、平成30年3月に各学校に配布した人権教育学習教材集「あおぞら2」にも性的少数者の人権課題に係る教材を掲載しており、活用促進を図っております。

県教育委員会としましては、性的少数者を含む様々な人権課題に関する研究・研修事業及び学習教材や学習資料の作成・配布等を通じて、教員、児童・生徒、保護者が学ぶ機会の充実に努めてまいります。 【人権・同和教育課】

5 PTA活動の振興（継続要望）

(1) 家庭教育の充実、学校教育の支援、地域社会との連携を担うPTA活動は、ますます重要性を増している現状をふまえ、PTA活動の更なる充実のため、助成金については従来どおりの確保をお願いしたい。

現在、県PTA連合会に対しては、事業費等に係る助成を行っています。

県としても厳しい財政状況にありますが、PTA活動の重要性に鑑み、補助金の予算確保については、できる限り努力してまいります。 【社会教育課】

(2) 教育の充実・強化に向けた事業の充実及びPTA活動等に対する積極的な支援をお願いしたい。(重点要望)

① 福岡県PTA連合会の事業及び施策への積極的かつ継続した支援

学校教育活動の充実や教職員の働き方改革、子どもたちの学力向上の基盤となる基本的な生活習慣や学習習慣の定着等を図ることは重要な課題であり、その解決のためには、PTAとの連携・協働が不可欠だと考えています。

“新”家庭教育宣言事業等、福岡県PTA連合会における各種事業等の充実に向けより一層連携し、活動の支援に努めてまいります。 【社会教育課】

② PTA活動に携わる保護者が働く企業等への、多分野にわたる支援の在り方を検討する場と組織づくりの推進

国の家庭教育支援の取組におきましても、「企業も家庭教育を応援しよう」というテーマで、子育て応援企業の様々な取組を紹介しています。県におきましても、関係課との連携をより一層強め、さらなるPTA活動の充実に向けた支援の在り方について検討してまいります。

【社会教育課】

6 その他 (継続要望、一部移動)

(1) 土曜日の学校行事や授業等、学校での活用の実態を把握し、各地域や学校の実情に合わせた運用がなされるようにしていただきたい。

令和2年度においては、政令市を除く県内の小学校255校(約57%)、中学校119校(約60%)において土曜授業が実施されています。

このうち、小学校131校、中学校53校で学校行事が行われています。また、小学校219校、中学校107校で通常の授業が行われています。

これらの学校においては、保護者や地域住民等の外部人材を活用したり、補充学習や少人数指導を実施したりするなど、各地域や学校の実情に応じた様々な工夫が行われています。

【義務教育課】

(2) 県が実施しているコミュニティ・スクール導入促進事業及び地域学校協働活動事業について、事業内容がまだ認知されていないことから広く周知されるよう広報活動等により事業の周知をお願いしたい。また、事業実施にあたっては事務手続きの簡素化、及び事業の継続性についても併せてお願いしたい。

平成29年3月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、全ての公立学校に学校運営協議会を設置することが努力義務となりました。

未導入及び導入1、2年目の市町村及び学校の管理職等を対象としたコミュニティ・スクール導入・推進に向けた研修会の実施や導入済の市町村及び学校の管理職等を対象にした研修会の実施を通し、地域学校協働活動との一体的推進の必要性等について周知してまいります。また、これらの事業に関するリーフレットを作成、配布すること等を通し、事業内容の周知に努めてまいります。 【義務教育課】

地域学校協働活動事業については、県内6教育事務所が、引き続き実施主体である所管の市町村の担当課や教育長会、校長会などでの事業説明や各種研修会での事業周知に努めているところです。

令和2年度は、42市町村で実施していただいておりますが、2022年度までに全市町村での実施を目指しており、今後も周知に努めてまいります。

事務手続きについては、簡素化に向けて提出書類の様式等を見直しております。

また、本事業は、継続して実施していくことで、学校や地域の教育力を高めるとともに、教師が子どもと向き合う時間の確保にも資するという認識に立ち、目標としている2022年以降も継続できるよう国への働きかけを行ってまいります。 【社会教育課】

(3) → 4(4)へ移動